

別府市公式観光情報W e b サイト 施設・店舗掲載規約

(目的)

第1条 この規約は別府市公式観光情報W e b サイト編集部（別府市観光課）が運営する別府市公式観光情報W e b サイト（以下、「本W e b サイト」という。）への店舗情報掲載に関し必要な事項を定める。

(対象地域)

第2条 掲載を募集する対象地域は別府市内とする。

(事業)

第3条 本事業は次のとおりとする。

- (1) 名称 別府市公式観光情報W e b サイト店舗掲載募集
- (2) 運営者 別府市公式観光情報W e b サイト編集部（別府市観光課）
- (3) 対象 別府市内の温泉施設、観光施設・スポット、宿泊施設、飲食店・料飲店、お土産・特産品、その他とする。ただし、別府市外にある事業者の場合も、下記のいずれかの組織に加盟している者は申込み可能とする。
 - ・ 別府商工会議所
 - ・ 別府市観光協会
 - ・ 別府市旅館ホテル組合連合会
 - ・ 観光施設連絡協議会
- (4) 申込期間 令和4年9月23日（金）から常時受付
※令和4年10月31日（月）までの受付分については、令和5年2月上旬（予定）の本W e b サイト公開時に掲載予定。それ以降も、随時掲載予定。
- (5) 利用範囲 本W e b サイト及び別府市公式観光S N Sアカウントへの掲載を利用可能とする。

(資格)

第4条 次のとおり公募するものとする。

(1) 申込資格

ア) 別府市内において必要とする法律に基づく許可を得て、小売業、飲食業、サービス業など観光事業として来訪者向けに営む店舗で、本サービスの利用を申し込み、審査に合格した店舗。なお、お土産・特産品事業への申込みは1事業者1点までとする。

イ) 次に該当する事業者は申込みできないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号～第5号、第5項～第10項に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 前条第5号の利用範囲の利用対象にならないものに記載されている取引及び商品のみを取扱う事業者

- ④ 別府市暴力団排除条例（平成23年別府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員、又は同条例第6条に規定する暴力団関係者が関与する事業者
- ⑤ 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする事業者
- ⑥ 消費者保護の観点からふさわしくない事業者
- ⑦ 諸法令に抵触する事業者
- ⑧ 別府市公式観光情報Webサイト編集部（別府市観光課）（以下、「本Webサイト編集部」という。）が不適正と認めた事業者

(2) 申込方法

ア) インターネット

本Webサイト編集部が設けた本Webサイトの店舗申込専用Webページの入力フォームから申込み（URL：<https://www.gokuraku-jigoku-beppu.com/entry/>）。

イ) 書面

本Webサイト編集部（〒874-8511 別府市上野口町1番15号）への申込み（平日午前9時～午後5時まで（正午12時～午後1時を除く。）、FAX（0977-23-0552）又は郵送。

(3) 掲載内容の変更等

正確で適時な情報を提供するため利用者は営業時間の変更等、掲載内容に変更があったときは、速やかに変更内容を別府市公式観光情報Webサイト編集部（別府市観光課）までに申し出るものとする。

TEL：0977-21-1128

メール：info@beppu-tourism.com

(4) 掲載登録の辞退

掲載店舗が申込みの取下げ又は、掲載を辞退しようとする時は、その旨を所定の手続きにて報告するものとする。

(5) 著作権等

ア) 本Webサイトに掲載した情報の著作権は、事業者等に帰属するものとする。ただし、本Webサイト編集部が撮影した写真等の著作権は、本Webサイト編集部に帰属する。

イ) 事業者等は、掲載申込みをした情報等について本Webサイト編集部が必要と判断する範囲で訂正、修正又は市ホームページやSNSへの二次的に利用することを許諾するものとする。

ウ) 事業者等は、他の事業者等の掲載情報を修正、削除等をする事はできない。

(6) 誓約事項・同意事項

掲載店は、本事業規約を遵守すること。また業界毎に定める新型コロナウイルス感染症対策を施し、利用者の感染を予防し安全にお迎えする態勢が整っていること（誓約書提出後速やかに整備するものを含む。）を誓約し、本Webサイト編集部が当該案件に係る証憑類等を提出することを求めた場合にはこれに応じるものとする。

(7) 審査・承認

申込みのあった事業者は、本Webサイト編集部の審査・承認を経て、掲載店として掲載する。

(8) 掲載の取消し

掲載店が第6号の誓約事項・同意事項に違反していることが判明し、本Webサイト編集部による是正要請に応じない場合、本Webサイト編集部は掲載店の情報を取り消すことができる。

(9) 申込内容の編集

申し込みされた内容については、本Webサイト編集部で編集する場合があるものとする。

(掲載店の責務等)

第5条 掲載店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を本Webサイト編集部に対して負うものとする。

- (1) 本事業規約を確認・理解のうえ、遵守すること。
- (2) 大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）及び別府市暴力団排除条例を遵守すること。
- (3) その他、本事業の目的に反するような行為をしないこと。

(紛争の解決)

第6条 本事業の利用に際して掲載店と利用者間で苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、本Webサイト編集部は一切責任を負わない。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項については、本Webサイト編集部において決定する。

附則

この規約は、令和4年9月23日から施行する。